

伊奈町学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、伊奈町契約規則（平成9年規則第8号）に定めるもののほか、給食用物資の納入業者（以下「納入業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「給食用物資」とは、伊奈町学校給食センター給食用物資納入仕様書に定める内容を満たした物資をいう。

(登録の基準)

第3条 納入業者の登録の基準は、次のとおりとする。

(1) 立地条件 伊奈町立学校給食センター（以下「センター」という。）に給食用物資を1時間半以内に納入可能な地域に営業所等があること。

(2) 衛生状況

ア 保健所の食品衛生監視票が良好であること。

イ 従業員の健康管理が充分に行われていること。

ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍及び冷蔵設備等、衛生上必要な設備を完備していること。

(3) 供給能力

ア 仕入れ、製造及び加工能力が相当広大で、所容量を確実に供給しえること。

イ センターの指示する日時までに給食用物資の納入ができること。

ウ 不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(4) 信用状況

ア 事業経歴が正当で、経営状態が良好であること。

イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

ウ 現在も引き続いて2年以上その営業をしていること。

(5) その他 センターが行う給食運営に支障が生じる恐れがないこと。

(登録の申請)

第4条 登録の申請をすることができる者は、伊奈町指名競争入札参加資格者名簿に登録している者、伊奈町内に本社若しくは本店を有する法人又は伊奈町内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）
- (2) 納期の到来した法人税（個人事業者にあっては所得税）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 納期の到来した町税等（延滞金を含む。）を滞納している者
- (4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者

2 登録の申請をする者は、伊奈町学校給食用物資納入業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本の写し（法人に限る。）
- (2) 身分証明書又は身元証明書及び住民票の写し（個人に限る。）
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく許可を要する事業所については、営業許可書の写し
- (4) 財務諸表の写し
- (5) 消費税及び法人町民税又は個人町民税の納税証明書の写し（町内に事務所を置く者に限る。）
- (6) 消費税及び法人税又は所得税の納税証明書の写し（町外に事業所を置く者に限る。）
- (7) 食品衛生監視票又は食品衛生監視指導・立入検査票（施設）の写し
- (8) 従業員の細菌検査成績表（申請受付前1月以内に実施したもの）
- (9) 委任状（代理人を置く場合に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、伊奈町指名競争入札参加資格者名簿に登録している者は、前項第1号から第6号までの書類を省略することができる。

（申請受付）

第5条 登録の申請の定期受付は、町長が別に定める期間に行うものとす

る。

- 2 前項の期間は、ホームページ等で公表するものとする。
- 3 同条第1項の定期受付のほか、町長が必要と認める場合には、登録の申請の随時受付を行うことができる。

(審査及び登録等)

第6条 町長は、登録の申請のあった納入業者について申請書類の内容を審査し、適合者について伊奈町立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得た後、名簿に登録する。また、名簿はホームページにより公表する。

- 2 前項の規定による審査の結果を伊奈町学校給食用物資納入業者登録・不登録通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 前条に規定する登録の有効期間は、当該登録の審査を実施した年度の翌年度の初日から起算して2年とする。ただし、第5条第3項に規定する随時受付の場合は、納入業者として登録された日から定期受付による登録期間の満了日までとする。

(登録の変更)

第8条 学校給食用物資の納入業者として登録された者（以下「登録業者」という。）は、登録内容について変更があったとき又は名簿登録を廃止しようとするときは、伊奈町学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届（第3号様式）を速やかに町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から取消し又は一時停止をすることができる。

- (1) 契約に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する登録の基準を満たしていないとき。
- (3) 運営委員会において不適当と認めたとき。
- (4) 法令等により業務の執行を停止させられたとき。

(登録業者の報告及び届出事項)

第10条 登録業者は、登録業者の代表者及び従業員（登録業者が個人の場合にあっては、その家族を含む。）の中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の規定による感染症が発症した場合は、速やかに報告を行わなければなら

ない。

- 2 登録業者の代表者及び従業員（登録業者が個人の場合にあっては、その家族を含む。）は、月に一度検便を実施し、その成績表（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157に関するものに限る。）をセンターへ提出しなければならない。ただし、学校給食物資の納入のない月についてはこの限りではない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

伊奈町学校給食用物資納入業者登録申請書

年　月　日

(宛先)

伊奈町長

伊奈町学校給食用物資納入業者として登録したいので、伊奈町学校給食用物資納入業者登録要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者

住所・所在地			
フリガナ			使用印
商号又は名称			
フリガナ			使用印
代表者職・氏名			
電話番号	F A X番号		
担当者	メールアドレス		

※使用印の欄は、見積書、契約書及び請求書に使用する印鑑を押印してください。

2 事業及び施設の概要

当該事業の開始日	年　月　日		従業員数	人
輸送用車両	自家用	一般車両	台	保冷車
	自家用	冷蔵庫	台	冷凍車
	自家用	合　計	台	
輸送用車両	委託契約	一般車両	台	保冷車
	委託契約	冷蔵庫	台	冷凍車
	委託契約	合　計	台	委託先業者名

裏面につづく

施設の概要	種類	自社施設	委託施設
	店舗	棟 m ²	棟 m ²
	加工施設	棟 m ²	棟 m ²
	倉庫	棟 m ²	棟 m ²
	冷蔵庫	棟 m ²	棟 m ²
	冷凍庫	棟 m ²	棟 m ²

3 希望納入品

該当するものを丸で囲ってください。※複数選択可。

穀類	麵類	獸鳥肉類	魚介類	冷凍食品類	卵類	海草類	油脂類	乾物類
野菜及び果実類	豆及び豆加工品類	こんにゃく類	調理加工食品	デザート類				
調味料類	その他							

4 伊奈町入札参加資格者名簿の登録の有無（申請中を含む）

名簿登録の有無

5 食品衛生法に基づく許可を要する事業所は、営業の種類及び食品営業許可番号

営業の種類	食品営業許可番号

第2号様式(第6条関係)

伊奈町学校給食用物資納入業者（登録・不登録）通知書

年　月　日

住所・所在地

商号又は名称

代表者職・氏名　　様

伊奈町長

貴社（店）を伊奈町学校給食用物資納入業者に登録（する・しない）こととしましたので、伊奈町学校給食用物資納入業者登録要綱第6条第2項の規定により、通知します。

記

1 登録有効期間　　年　月　日　～　　年　月　日

2 納入物資

穀類　麵類　獸鳥肉類　魚介類　冷凍食品類　卵類　海草類　油脂類　乾物類
野菜及び果実類　豆及び豆加工品類　こんにゃく類　調理加工食品　デザート類
調味料類　その他

3 不登録理由

第3号様式（第8条関係）

伊奈町学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届

年　月　日

(宛先)

伊奈町長

住所・所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

先に申請した伊奈町学校給食用物資納入業者登録事項を（変更・廃止）したいので、伊奈町学校給食用物資納入業者登録要綱第8条の規定により、届け出します。

1 申請者・事業及び施設の概要変更

変更事項	変更前	変更後	変更日

2 希望納入品の変更

変更後の該当するものを丸で囲ってください。複数選択可。

穀類 麺類 獣鳥肉類 魚介類 冷凍食品類 卵類 海草類 油脂類 乾物類
野菜及び果実類 豆及び豆加工品類 こんにゃく類 調理加工食品 デザート類
調味料類 その他

3 登録の廃止

登録の廃止希望日： 年　月　日

（理由）